

2022年11月から変わります

手形の交換方法を電子化する

『電子交換所』設立に伴うお知らせ

これまで全国各地で金融機関間の手形交換を行ってきた手形交換所の電子化が行われます。これに伴い、電子データで手形交換を行う「電子交換所」が2022年11月に設立されます。

電子交換所により、 手形交換の方法が変わります！

今までは人手を介して搬送していた手形ですが、「電子交換所」によって金融機関間の手形・小切手の交換業務をイメージデータの送受信で完結できるようになります。

このため、**災害にも強固な決済インフラ**となり、さらに**遠隔地の取立における時間短縮**が実現します。



ご案内のポイント！

POINT ①

お客様の手続方法等の変更はございません。
従来通り、金融機関において取立依頼を行っていただけます。

POINT ②

すでにお持ちの**手形・小切手**も引き続き**利用可能**ですのでご安心ください。

POINT ③

記入に係る注意事項
・ **手形券面へのメモ書き禁止**
・ **金額欄への捺印禁止**
・ **必ず楷書で記入**

紙の手形・小切手から **電子的な決済手段への移行** をご検討ください！

金融界は手形・小切手の全面的な電子化を目指しています

決済手段の電子化は、昨今の環境配慮やテレワーク対応に向けた社会的意義を持つとともに、企業・金融機関の業務効率化に貢献します。

金融界は、政府で閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて、政府・産業界と連携しながら手形・小切手の全面的な電子化を目指します。

インターネットバンキング等の利用をご検討ください

電子化のメリットは、手形・小切手をはじめとする書面・押印・対面手続の省力化や管理コストの削減など、支払側と受取側双方にあります。お客様におかれましても、インターネットバンキングからの振込といった電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。



富山県信用組合

《よくあるご質問》

Q 1. 手続き方法は変わるのですか？

A 1. お客様の手続方法等の変更はございません。
従来どおり、金融機関において取立依頼を行っていただけます。

Q 2. 用紙や記入方法は変わるのですか？

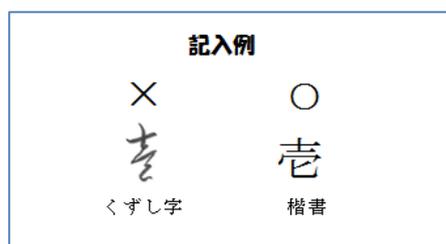
A 2. すでにお持ちの手形・小切手も引き続き利用可能ですのでご安心ください。
金融機関によっては、QRコード付の手形・小切手用紙に変更となる場合があります。

Q 3. 手形小切手の記載方法は変わるのですか？

A 3. 手形小切手の記載についてお願いがございます。

- ①小切手の記載およびなつ印は正確明瞭にしてください。
- ②次に掲げる位置に訂正の記載やなつ印をしないでください。

- ・ 左上の記番号
- ・ 当組合名
- ・ 金額欄
- ・ 連続番号記載のわく内
- ・ 下辺余白部



③金額の記載はチェックライターを用いアラビア数字で記入ください。

漢数字を記載する場合はアラビア数字の副記が金額欄および当組合名に重ならないようにお願いします。また崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入ください。

④金額の冒頭に「¥」記号を、末尾に「※」、「☆」等の終止記号を記載ください。

⑤金額欄の左に寄せて記載し、3桁ごとに「,」を記載下さい。

⑥金額欄には上記事項および金額以外の記入は一切行わないでください。

⑦金額を誤記されたときは訂正しないで新しい手形小切手用紙を使用してください。

金額以外の記載事項を訂正するときは訂正箇所にお届け印をなつ印してください。

ただし訂正の記載やなつ印が、金額欄、当組合名、左上の記番号、下辺余白部に重なることが無いようにしてください。

Q 4. 手形・小切手はどうなるのですか？

A 4. 紙の手形・小切手はお支払い後、受取人の取引金融機関（取立金融機関）で3か月間保管されます。偽造・変造が疑われる場合などは、速やかに取引金融機関にご連絡ください。